

姫路市公告第 113号
令和 8年 4月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和8年度制限付一般競争入札共通事項について（物品）

姫路市が実施する物品の調達に係る制限付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき必要な事項を下記のとおり公告する。

なお、本公告は、入札に参加する者に必要な資格その他入札について必要な事項のうち共通する事項を示すものであり、個々の入札に付する日程及び条件等については案件ごとに別に公告する。

記

1 入札参加資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者

イ 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者

ウ 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者

(ア) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

(イ) 通常認証方式による電子入札の場合において、電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登録された代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したものをいう。以下同じ。）を格納したICカードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録している者、又は当該登録がされていない場合において、入札参加申込みの満了時まで電子入札システムに登録することができる者

エ 案件ごとの入札の公告（以下「入札公告」という。）をした日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

キ 入札に参加しようとする者との関係が次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(2) 入札公告における入札参加資格等に係る用語の意義は、次のとおりとする。

ア 登録業種 業者登録名簿の登録があり、競争入札に参加する資格を有している業種及び詳細業種をいう。

イ 市内外区分

(ア) 市内業者 法人にあつては本店等（法人にあつては主たる営業機能を有する本店、個人にあつては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては住所及び本店等が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者をいう。

(イ) 準市内業者 法人にあつては姫路市内に営業機能を有する支店又は営業所等があり、かつ、姫路市に法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては姫路市内に事業所があり、姫路市から市県民税（普通徴収）又は固定資産税のいずれかが課されている者であつて、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者をいう。

(ウ) 市外業者 市内業者及び準市内業者以外の全ての者をいう。

(3) 前号アに規定する登録業種及び前号イに規定する市内外区分については、案件ごとの入札公告日の前日（4月1日付で公告するものにあつては、公告日）において告示第408号の業者登録名簿に記載されている業種及び区分とする。

2 入札参加申込み

(1) 入札参加申込み、入札書の提出等の手続は、電子入札システムにより行う。制限付一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）等は、姫路市役所ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp>）にて提供する。

(2) 入札参加申込み

ア 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、入札公告に定める期間内に、入札参加申込書を、ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、電子入札システ

ムにより、送信しなければならない。ただし、参加希望者が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する欧州連合等の供給者（以下「欧州連合等の供給者」という。）で、かつ入札公告日時点において業者登録名簿に登録されていない者である場合は、次項に定める手続きにより入札参加申込みを行うこと。

イ 入札参加申込書の他に必要な提出書類がある場合は入札公告に定める。

ウ 参加希望者は、本公告及び入札公告に定める個々の入札参加資格条件をよく確認した上で入札参加申込書を送信すること。なお、入札参加資格の審査については開札後、落札候補者にのみ行うこととする。

3 欧州連合等の供給者に係る入札参加申込み等について

(1) 入札公告に特例政令が適用される調達契約に該当することの記載がある案件に入札参加を希望する欧州連合等の供給者のうち、入札公告日時点において業者登録名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を同時に提出し、入札参加申込み及び業者登録名簿への登録申請を行わなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（欧州連合等の供給者用）

イ 姫路市業者登録申請要領（欧州連合等の供給者用）（姫路市ホームページ参照）に掲げる登録申請書類一式

ウ 制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先を記載し、簡易書留かつ速達に必要な料金分の切手を貼った長3封筒又は角2封筒）

エ その他入札公告に定める提出書類

(2) 前号に掲げる書類は、入札公告に定める参加申込及び登録申請期間内（ただし、姫路市の休日を含める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）に、書面の持参により提出すること。

(3) 欧州連合等の供給者は、本公告及び入札公告に係る手続に必要な書類等のうち、本市の様式による書類は日本語で作成し、その他の書類で外国語により記載してあるものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、書類等に記載する金額は案件ごとの入札公告日時点における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 姫路市は、第1号の登録申請の結果を入札公告に定める日までに確認通知書により通知する。

(5) 電子入札システム用ID及びパスワードは確認通知書とともに通知するので、受領後、電子入札システムでの手続を行うこと。なお、電子入札システム用ID及びパスワードの送付までは、書面により書類を提出することとし、電子入札システムにおける参加申込み等はしてはならない。

(6) 本項の手続により業者登録された者の当該登録は、第4号の確認通知書の通知日から、入札参加申込のあった案件に係る手続にのみ有効とする。

4 書類の作成及び提出について

(1) 提出する書類の様式等については、入札公告に定めるとおりとする。

(2) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 電子ファイルにより書類を提出する場合において、提出しようとする電子ファイルがウイルスに感染していることが判明したときは、電子入札システムによる当該提出資料に係る電子ファイルの提出を認めない。

(4) 提出された書類は、返却しない。

- (5) 書面により提出する書類の提出場所は、姫路市財政局財務部契約課（姫路市安田四丁目1番地。以下「契約課」という。）とする。

5 仕様に関する質疑について

- (1) 仕様に関して質問しようとする参加希望者は、入札公告に定める受付期限までに、指定の質疑書様式（姫路市ホームページ参照）に質問事項を入力し、ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、別に定める契約課のメールアドレスに添付ファイルとしてExcelファイルのまま送信すること。
- (2) 回答は、入札公告に定める開始日時から、姫路市ホームページ上において閲覧に供する（ただし、質疑があった場合に限る）。
- (3) 質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

6 同等品の申出について

- (1) 同等品とは、仕様書等に例示したメーカー・型番の品物と同等以上の品質、性能、形状等を有する物品とする。
- (2) 同等品により入札しようとする参加希望者は、入札公告に定める受付期限までに、指定の同等品申出書様式（姫路市ホームページ参照）に必要な事項を入力し、仕様書指定事項を満たすことが確認できるカタログ等資料を添付の上、別に定める契約課のメールアドレスに提出し、承認を得ること。同等品申出書様式はWordファイル、カタログ等資料はPDFファイルで提出することとし、容量が大きい場合はZIP形式で圧縮したファイルを提出すること。また、ファイル名は参加希望者の商号又は名称に変更すること。
- (3) 同等品申請者は、契約担当者から提出書類に関し説明を求められた場合は、速やかに応じること。
- (4) 承認された同等品は、入札公告に定める開始日時から、姫路市ホームページ上において閲覧に供する（ただし、承認された同等品がある場合に限る。）。
- (5) 入札参加者は、仕様書に掲げる品物及び同等品として承認された品物以外での入札はしてはならない。

7 見本の確認等

見本の確認又は貸与の可否は、入札公告に定める。

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	入札公告に定める期間の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、本市の休日を除く。
契約条項を示す場所	契約課

9 入札の方法等

- (1) 入札の方法は、電子入札システムによる電子入札とする。電子入札の認証方式は入札公告に定める。
- (2) 入札書は、電子入札システム内にある。
- (3) 入札書の提出期間並びに開札の日時及び場所は、入札公告に定める（再度入札の場合を除く。）。

10 入札に関する条件等

- (1) 入札書に必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信すること。
- (2) 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。

- (3) 入札書に入力する金額は、入札公告に定める。
- (4) 入札書に入力する金額は、円単位とすること。
- (5) 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書（簡易認証方式による電子入札の場合を除く。）が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
- (7) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- (8) 通常認証方式による電子入札に使用したＩＣカードが、第１項第１号ウ（イ）に掲げる要件を満たすものであり、かつ、入札参加申込みに使用した名義人のものであること。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

1.1 入札の辞退に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、辞退届の撤回をすることはできない。
- (2) 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前号の辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。この場合において、当該入札参加者は、開札後、書面による辞退届を提出すること。

1.2 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札
 - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
 - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - オ 再度入札における入札金額が、当該入札の直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
 - カ 第１０項第６号から第８号までに掲げる条件を満たさない入札
 - キ ＩＣカード又は電子入札用ＩＤ及びパスワードを不正に使用した入札
- (2) 第１項第１号キに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち１者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る１者の入札は無効としない。

1.3 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

1.4 落札候補者

- (1) 予定価格（入札公告において、入札書に入力する金額を消費税及び地方消費税相当額を含まない金額と定めた場合は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合は、電子入札システム上のくじ

(以下「電子くじ」という。)によって落札候補者を決定する。電子くじによって落札候補者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

(3) 落札候補者への連絡は口頭、電話、FAX、電子メール等により通知するものとする。

1.5 入札参加資格審査及び落札者の決定

(1) 落札候補者は、入札公告に定める資格審査に必要な書類を入札公告に定める期限(ただし、本市の休日を除く。)までに契約課に提出し、入札参加資格に関する審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受けなければならない。

(2) 落札候補者が、入札公告に定める資格審査に必要な書類を入札公告に定める日時までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、正当な理由なく落札者となることを辞退したとみなす。また、第1項及び入札公告に定める入札参加資格(以下「参加資格」という。)を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。

(3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としないことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。

(4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位者から順次入札参加資格審査を行い、落札者が決定するまで入札参加資格審査を行うものとする。

(5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果を通知するものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。その場合には、入札公告に定める期限日の正午まで(ただし、本市の休日を除く。)に書面にその旨を記載し、提出すること。期日までに当該書面の提出があった場合は、市長は、これに対し速やかに回答する。

(6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

(7) 資格審査において提出を求める市税の納税証明書は、案件ごとの入札公告日以後に発行されたものの原本又は写しとする。ただし、市税の納税義務がない場合は提出を要しない。

(8) 資格審査において提出を求める国税の納税証明書は、個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書(税務署様式その3の2)、法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書(税務署様式その3の3)とし、案件ごとの入札公告日以後に発行されたものの原本又は写しとする。

1.6 再度入札に関する事項

(1) 再度入札の回数は2回を限度とし、初回の入札又は再度入札(1回目)において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度入札の入札書提出期間及び開札日時は、再入札通知書に記載する。なお、入札締切日時及び開札日時は、原則として次のとおりとする。

	入札締切日時	開札日時
--	--------	------

再度入札（1回目）	初回開札日の午後2時（予定）	初回開札日の午後2時5分（予定）
再度入札（2回目）	初回開札日の午後4時（予定）	初回開札日の午後4時5分（予定）

- (3) 初回の入札又は再度入札（1回目）において落札候補者がある場合において、前項第2号及び第3号の規定により当該落札候補者を落札者としなかったときは、日を改めて再度入札を行うことがある。この場合において、当該落札候補者は、再度入札には参加できない。
- (4) 直前の入札の最低金額（前号の規定による再度入札の場合は、落札者とならなかった落札候補者による入札を除く直前の入札の最低金額）は、再入札通知書に記載する。
- (5) 再度入札には、直前の入札に参加しなかった者及び直前の入札で無効とされた者は参加できない。

1.7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約の締結について、議会の議決に付さなければならない場合は、落札決定後、仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約を締結する。本契約締結予定日は案件ごとの入札公告の日の後最初に招集される姫路市議会定例会の閉会日とする。
- (3) 予定価格は非公開とする。
- (4) 落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (6) 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、手続の進行状況を確認すること。
- (7) 入札の結果については、入札参加資格の有無にかかわらず、全ての入札者について公表する。
- (8) 電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、本市の休日は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。
- (9) 落札者は、契約（契約の締結について議会の議決に付さなければならない場合は、仮契約）の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (10) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。ただし、入札公告に電子契約による契約の締結ができない旨の記載があるときは、この限りでない。
- (11) 電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、電子入札システムの情報公開機能及びホームページ等で提供するものとする。なお、入札参加者が情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議は一切認めないものとする。

- 1.8 令和7年度制限付一般競争入札共通事項について（物品）（令和7年姫路市公告第106号）は、廃止する。